

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月
② 平成9年4月から10年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、申立期間①の国民年金保険料について、夫の保険料と一緒に、金融機関で納付したように記憶している。また、申立期間②の保険料についても、夫の保険料と一緒に定期的に納付していたか、あるいは、納期限後に遡って納付したかのどちらかであったように思うので、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き保険料の未納期間は無い。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、平成3年4月から申立期間①直前の7年10月までの国民年金保険料を現年度納付していることから判断すると、申立期間①の保険料を現年度納付した可能性が考えられる一方、昭和61年度から平成2年度までの期間において、10回にわたり過年度納付していることが確認でき、遡って未納保険料の解消に努めていたことがうかがえることから判断すると、申立期間①の保険料を過年度納付した可能性も考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の夫の平成7年11月の国民年金保険料は納付済みとなっている。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に定期的に納付していたか、あるいは、納期限後に遡って納付したかのどちらかであったように思う。」と供述しているところ、申立人から申立期間②の国民年金保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

また、申立期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの期間、59年1月から61年3月までの期間、62年12月及び63年2月から平成元年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から50年3月まで
② 昭和59年1月から61年3月まで
③ 昭和62年12月
④ 昭和63年2月から平成元年10月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から④までの国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、母親から、私の国民年金の加入手続を行い、昭和50年又は51年頃に申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶が有る。

また、申立期間②から④までの国民年金保険料については、妻が自身の保険料と一緒に、毎月集金人に納付していた。納期限内に保険料を納付することができなかった場合は、A市役所の支所で納付したはずである。

以上のことから、申立期間①から④までについて、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において、昭和51年4月に払い出されているとともに、同町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「51. 3. 18 届出」と記載されていることから判断すると、同年3月18日頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間①の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間①の一部については、過年度納付により遡って国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人から母親が申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び申立期間①の保険料の納付状況について供述を得ることができない。

- 2 申立期間②から④までについて、申立人は、「私の申立期間②から④までの国民年金保険料は、妻が自身の保険料と一緒に納付したはずだ。」と供述しているものの、申立人は、申立期間②から④までの国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の妻からも、申立人の申立期間②から④までの保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

また、i) オンライン記録及び過年度保険料の領収済通知書を見ると、申立期間②直前の昭和58年8月から同年12月までの期間及び申立期間③直前の61年10月から62年11月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていること、ii) A市の国民年金被保険者に係る調査カードを見ると、61年3月10日、62年2月28日及び平成元年11月17日に戸別訪問による納付勧奨が行われていること、iii) オンライン記録を見ると、2年11月9日付けで過年度保険料の納付書が作成されていること、iv) 国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和57年度の摘要欄に「督」の押印が確認できることなどから、申立人の保険料が納期限より遅れて納付されている状況が散見できる。このことを踏まえると、当時、申立人は、保険料の納付遅れにより催告を受けて納付していたものと思われ、申立人及びその妻の供述のみをもって、申立人の妻が申立人の申立期間②から④までの保険料を納付していたものと認めるには至らない。

- 3 申立期間は4期間であり、合計71か月と長期間に及んでいる上、申立人の母親及び妻が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの期間、62年12月及び63年2月から平成元年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から61年3月まで
② 昭和62年12月
③ 昭和63年2月から平成元年10月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、申立期間①から③までの国民年金保険料を含め、私たち夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していた。納期限内に保険料を納付することができなかった場合は、A市役所の支所で納付したはずなので、申立期間①から③までについて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付した旨申し立てている一方、「申立期間①から③までの期間において、国民年金保険料を納付していない期間が2年程度あったと思う。」と供述している。

また、i) オンライン記録及び過年度保険料の領収済通知書を見ると、申立期間①直前の昭和58年6月から同年8月までの期間及び申立期間②直前の61年10月から62年11月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていること、ii) A市の国民年金被保険者に係る調査カードを見ると、62年2月28日及び平成元年11月17日に戸別訪問による納付勧奨が行われていること、iii) オンライン記録を見ると、2年11月9日付けで過年度保険料の納付書が作成されていること、iv) 国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和56年度及び57年度の摘要欄に「督」の押印が確認できることなどから、申立人の保険料が納期限より遅れて納付されている状況が散見できる。このことを踏

まえると、当時、申立人は、保険料の納付遅れにより催告を受けて納付していたものと思われ、申立人の供述のみをもって、申立人が申立期間①から③までの保険料を納付していたものと認めるには至らない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間①のうち昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間、申立期間②及び③について、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立期間は 3 期間で合わせて 53 か月に及んでいる上、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月から63年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、昭和51年12月頃、私はまだ大学生であったが、私の国民年金について祖母と父親が相談の上、祖母がA市役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年12月頃、祖母がA市役所で加入手続を行った。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間後に住所を移したB市において払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各20人について調査したところ、国民年金被保険者資格を取得後、最初の国民年金保険料に係る検認日が確認できるもののうち、最も早い検認日は平成2年2月2日である上、申立人の同記号番号後の者が同年2月26日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年2月頃に行われたものと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の申立期間当時の住所地であるA市において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、同市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も

見当たらない上、オンライン記録及びB市の電算記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年9月28日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取得した記録が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の祖母及び申立期間に係る国民年金の加入について相談したとされる申立人の父親は、既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

また、申立期間は136か月と長期間に及んでおり、申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。